別添1

古物営業等関係手数料及び申請時における提出書類一覧表

【手数料は、申請時に岐阜県収入証紙にて納付】

令和2年4月1日現在

申請・届出等の内容 ＼ 手数料・提出書類			手数料（円）	様式	提出書類																		備考
					個人					法人						管理者							
													代表者・役員										
					履歴書	住民票	誓約書	証明書 注A	法定代理人許可	定款	登記簿謄本	履歴書	住民票	証明書 注A	誓約書(代)誓約書(役)	履歴書	住民票	証明書 注A	誓約書	URL等の割り当てを受けた通知等の写し	説明資料 注B	古物市場の規約	許可証	
許可申請	古物商許可申請	個人	19，000	1号	○	○	○	○	注1							○	○	○	○	注2				【役員とは】 株式会社、有限会社：取締役：監査役 合名会社、合資会社：業務執行社員 事業協同組合：理事・監事
		法人								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	注2				
	古物市場主許可申請	個人			○	○	○	○	注1							○	○	○	○			○		【住民票について】 本籍（外国の方は国籍）入りで、マイナンバーを省略していないもの
		法人								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		
競い売りの届出	対面方法にて行う競い売り		不要	10号	※ 3日前までにその場所の所轄署に届出（古物商許可証の有無の確認）																			注1：施行規則第1条第3項第1号ニを参照 注2：インターネットを利用した非対面取引を行う場合に添付
	インターネット等を使用			10号の2	※ 3日前までに売却する古物を取り扱う営業所の所在地の所轄署に届出																			
許可証の再交付			1，300	4号																			○	
書換・変更	個人許可	営業者の氏名、住所の変更	1，500	6号		○																	○	変更の日から14日以内に届出 （登記簿謄本を添付すべき場合は20日以内）
	法人許可	法人の名称、所在地の変更									○												○	
		代表者の交替									○	○	○	○	○								○	
												※役職変更のみの場合は不要												
		代表者の氏名、住所の変更									○		○										○	
	行商行為の有無の変更																						○	
変更届	営業所、古物市場の新設		不要	5号																				変更日の3日前までに届出
	営業所、古物市場の名称、所在地の変更																							
	取り扱う古物の区分の変更			6号																				営業所に関する変更については、届出済の営業所のある所轄警察署への届出可
	管理者の選任・交替															○	○	○	○					
					※ 管理者に選任されている者が同一許可内で他の営業所管理者となる場合、																			
	管理者の氏名、住所の変更																○							
	役員の交替										○	○	○	○	○									
												※役職変更、辞任のみの場合は不要												
	役員の氏名、住所の変更										○		○											
	URL等の変更																			○				
	古物市場の規約の変更			不要																		○		速やかに新規約を提出
許可証の返納				9号																			○	当該事案発生の日から10日以内に届出
古物競りあっせん業	営業開始届	個人	不要	11号の2		○														○				営業開始の日から2週間以内に営業の本拠となる事務所の所在地を管轄する警察署に届出
		法人								○	○									○				
変更届	個人	営業者の氏名、住所の変更		11号の4		○																		変更又は廃止日から14日（登記簿謄本を添付すべき場合は20日）以内に営業の本拠となる営業所の住所を管轄する警察署に届出
	法人	法人の名称、所在地の変更									○													
		代表者、役員の交替、氏名及び住所の変更									○	注5	注5		注5									注5：認定業者が業務を行う役員を選任した場合必要
	URL等の変更																			○				
廃止届				11号の3																				
古物競りあっせん業者の認定申請		個人	17，000	16号の2	○		○														○			営業の本拠となる営業所の住所を管轄する警察署に提出
		法人										○	○		○						○			
業務実施方法変更届			不要	16号の4																	○			変更届は変更の日から14日以内に提出
外国古物競りあっせん業者の認定申請		個人	17，000	16号の5	○	注6	○													○	○			連絡担当者の住所又は居所を管轄する警察署に提出
		法人								注6	注6	○	注6		○					○	○			
変更届	認定申請書の記載事項の変更		不要	16号の7	変更事項に係る該当書類が必要																			注6：それぞれの書類に代わる書面を添付
	業務実施方法変更届			16号の8																	○			
廃止届				16号の6																				

注A　証明書とは…　　民法の一部を改正する法律（H11法律第149号）附則の従前の例とされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書

注B　証明資料とは …　　盗品等の売買の防止等に資する方法の基準で、国家公安委員会規則に定める基準（規則第19条の6）に適合していることを説明した書類。

※　質屋が古物商（古物市場主）の許可申請をする場合、施行規則第1条第5項により添付書類の省略がある。